

第 79 回神奈川県環境審議会議事録

日時：令和 6 年 3 月 19 日（火曜日）14 時から 14 時 45 分まで

場所：神奈川県庁新庁舎 8 階議会第 4 会議室及び Web 会議

出席委員：青柳委員、井坂委員、恵比須委員、大河内委員、落合委員、
片岡委員、片桐委員、鎌形委員、斉藤委員、嶋村委員【副会長】、
白井委員、鈴木委員【会長】、すとう委員、高槻委員、林委員、
古米委員、松崎委員、吉川委員

1 開会

- ・尾埜環境農政局長あいさつ
- ・出席委員が過半数を超えており、会議が有効に成立していることを確認
- ・議事録署名は、会長・副会長にて行うことを確認

2 議題

審議事項（1）神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直し案及び見直しに係る答申案について

【鈴木会長】

はじめに、審議事項、神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直し案及び見直しに係る答申案についてです。

本件につきましては、先ほどお話がありましたように、8月の第77回環境審議会において、知事から諮問書が提出されております。

これまでも概要について御審議をいただいておりますが、改めまして、主管課から見直し案の概要について説明をお願いします。

【渡邊事業者脱炭素担当課長】

（資料 1 - 1 に基づいて説明）

【鈴木会長】

ありがとうございました。ただいま御説明がありましたけれども、事業活動温暖化対策計画書制度の見直しの具体的な内容については、事業活動温暖化対策部会において、並行して審議をいただいておりますので、鎌形部会長から部会での審議状況等について御報告をお願いします。

【鎌形事業活動温暖化対策部会長】

(資料1－2に基づき説明)

【鈴木会長】

ありがとうございました。続きまして、審議会からの答申案について、事務局でまとめていただいていますので、御説明をお願いします。

【望月環境課副課長】

(資料1－3に基づき説明)

【鈴木会長】

ありがとうございました。それではただいま御説明のありました内容について御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いします。

【すとう委員】

今回の見直しの方向性について理解した上で、お伺いしたいと思います。東京都では、削減義務率を設定するなどとして、事業所に対する数値の目標を設定するというアプローチを行っていると思います。今回、事業者への目的づけをするということを1つの課題として挙げられておりましたが、もちろんこのやり方でうまくいったときは、そのまま進めればよいと思うのですが、何か難しい課題があったり、思い通りに進まなかったりしたときに、例えば、義務化に関する議論を今後の検討課題にしておくというような考え方もあると思います。そうした議論というのは、今回この中にはなかったのでしょうか。この点を確認させてください。

【鎌形事業活動温暖化対策部会長】

おっしゃる意味は、数値目標自体を義務化していくという議論がなかったかということと理解いたします。私どもの部会では、計画書を提出したうえで、自らの取組について、自己評価、あるいは他からも評価いただけるようなものを、形にして物事を進めていこうという計画書制度自体についての議論をさせていただいたということでございます。まず、この制度をしっかりと動かして、事業者の取組が進むということをご期待するということでございます。部会では、数値目標自体を義務化するというところまでの議論には至らなかったということでもあります。

【すとう委員】

資料1－3「神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直しについて（答申）案」に関しても、今後については、「定期的に制度の見直しを行うことが適当である」と記載

されています。これについては、資料1-2「神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度の見直し検討に関する取りまとめ報告書」にない部分に関しても、今後、見直しを行うことはあり得るのでしょうか。

【鈴木会長】

事務局の方、何か御発言ないですか。

【渡邊事業者脱炭素担当課長】

当然、今後、地球温暖化対策については、社会状況であったり、経済状況であったり、かなりいろいろな状況の変化が見込まれます。そういったことを全部見通した上で、今、新しい制度を作るというのは無理ですので、今後の状況を踏まえて、当然、見直しを行っていくということだと思っております。

【すとう委員】

ありがとうございます。ぜひ、そうした形で進めていただきたいと思います。確認でした。ありがとうございました。

【鈴木会長】

「神奈川県地球温暖化対策計画」と条例の関係は、どういうことになるのでしょうか。

【柏木脱炭素戦略本部室長】

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の中で、「神奈川県地球温暖化対策計画」を定めていくとしておりまして、対の関係だと思っております。

【鈴木会長】

今、すとう委員から御質問があったような、例えば、数値目標を作るというのは、計画の改定でしょうか。それとも条例の改正になるのでしょうか。

【渡邊事業者脱炭素担当課長】

もし、何かしらの義務化をするのであれば、それは、条例事項だと思っております。基本的に、県民の方や、企業の方に義務を課すということであれば、それは強権的な行政権力の発動でございますので、当然、条例事項として記載する必要があると考えております。

【鈴木会長】

その他、御質問はございますか。

【片桐委員】

今、すとう委員からもお話がございましたけれども、数値目標を設定しない状況で、とにかくやってみようということなのでしょう。改定後の「神奈川県地球温暖化対策計画」では、具体的な「中・長期的目標」として、2030年度までに50%削減、2050年でカーボンニュートラルの達成としています。果たして、このようなスローな取組で、これらの目標を実現できるものなのかどうか、一般県民として少し危ぶまれる気がいたします。けれども、しばらくはいろいろなことを、社会状況に応じて検討しながら、施策を立てていくというお話のようですので、それに委ねるしかないのかなと思います。いずれにしても、何かもう少し拍車をかけて、事業者も、県民も、それから行政も取り組まないと、本当に地球は危ないのではないかと、そういう気がするのですが、いかがでしょうか。

【鎌形事業活動温暖化対策部会長】

よろしいですか。

【鈴木会長】

はい。

【鎌形事業活動温暖化対策部会長】

部会での議論を少し補足したいと思います。先ほど、個々の事業者に対して、個々の目標数値を義務づけるというところまでの議論はなかったと申し上げました。計画書制度では、事業者の実績を御報告いただくなかで、どれぐらい削減したのかということも、御報告いただくこととなっています。県全体の目標に照らして、これら事業者の実績はどうなのかということの評価していくことが必要であろうというところまで議論いたしました。具体的な評価のやり方については、さらに検討が必要ということで、それは、県当局にお願いしているということでございます。実績の数字に基づいた評価をしていくということで、事業者の取組を促していく、それが第一歩かということで、私どもでまとめさせていただいたところでございます。

【柏木脱炭素戦略本部室長】

片桐委員の貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃる通り、2030年度少なくとも50%削減、それから、2050年のカーボンニュートラル、これは、非常に高い目標、且つ、人類として目指さなければいけない目標だと考えております。

今、議論をしている「事業活動温暖化計画書制度」というのは、いわゆる企業の活動、具体的には、「産業」と「業務」部門を対象としています。大体、本県の状況ですと、温室効果ガスの約半分は、この部門からの取組となっております。

もちろん、その他、運輸、家庭、それからエネルギー転換とか、いろいろな排出減がございますので、それを相対で、50%削減、あるいは、カーボンニュートラルを目指しているというところでもあります。

今、鎌形部会長からもお話がありましたけれども、いわゆる削減義務を課すか否かというところにつきましては、今回導入する評価制度の運用状況を踏まえて、必要に応じて検討していきます。まずは、しっかりと評価を「見える化」する仕組みを構築し、それを運用することが第一だと考えてございます。以上です。

【井坂委員】

よろしいでしょうか。

【鈴木会長】

はい。どうぞ。

【井坂委員】

今のところ、私も少し気になった点です。ただ、「資料1-2 事業活動温暖化対策計画書制度の見直しに関する事業活動温暖化対策部会における審議結果の概要」1頁の「評価制度の内容」を見ますと、「計画に対してではなく、毎年度の実績に対し評価すること」もしくは、中長期目標として、県の目標との関係で評価するとあります。ある意味、目標が低ければ評価も低くなってしまうということにならざるを得ないのかなと、これを読んで思ったのですけれども、その点、少し確認したいと思います。

もう1点は、同じく「資料1-2」の2頁目のところに、支援策は、評価制度とリンクするようなかたちになるように提言したとあります。そうすると、その支援策をどのように評価と組み合わせていくのかについて、少し、これから工夫が必要かと思いました。この点について、どんな論議があったかを、少し、聞かせていただければと思います。

【鎌形事業活動温暖化対策部会長】

1点目の評価の仕方について、県の中長期目標と連動した評価というところがございますけれども、もちろん、意欲的な、野心的な目標を掲げて取り組んでいけば、評価は高まるということを想定した議論はございました。具体的な手法や基準そのものについては、さらに、県において検討されるということだと思います。

それから、もう1点、支援策との連動ということでございますけれども、支援策に

【鈴木会長】

よろしいですか。

【白井委員】

はい。連携を取っているということですがけれども、基本的には、横浜市と川崎市の事業者は、各市で行えば、県の制度には対応しなくても良いということになっているということですね。

【渡邊事業者脱炭素担当課長】

横浜市内だけとか川崎市内だけに事業所を持っている場合には、それぞれ提出していただくことになります。例えば、横浜市と藤沢市に事業所がある場合には、横浜市と神奈川県どちらにも提出しなければいけないこととなりますので、当然、調和がとれた制度でないとなかなか難しいというところがございます。

【白井委員】

わかりました。ありがとうございます。お互いに引っ張っていくような感じの調和であれば良いと思ったのですがけれども、どこかが乗れないと進まないとなってしまうと、少し逆効果になってしまうかなと思いました。おっしゃったような連携をとって進めていただければと思います。ありがとうございます。

【鈴木会長】

その他、ございますか。よろしいですか。それでは、これまでも議論をしておりますので、審議はここまでとさせていただきます。従いまして、答申についても、今の原案のままにしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

【鈴木会長】

よろしいですか。御異議がないということで、そのようにさせていただきたいと思えます。

審議事項（２）神奈川県生活環境の保全等に関する条例の見直し案及び見直しに係る答申案について

【鈴木会長】

それでは、次の議題に移らせていただきます。審議事項（２）神奈川県生活環境の保全等に関する条例の見直し案及び見直しに関する答申案についてです。本件につきましては、12月の第78回環境審議会において知事から諮問書が提出されています。それでは、所管課から見直し案の概要について説明をお願いします。

【田中環境課長】

（資料２－１に基づき説明）

【鈴木会長】

続いて審議会からの答申案について、これも事務局で取りまとめていただきましたので、御説明をお願いします。

【望月環境課副課長】

（資料２－２に基づき説明）

【鈴木会長】

それでは、今、御説明のありました見直し案と答申案について、御意見あるいは御質問等がありましたらお受けしたいと思います。よろしくをお願いします。

（意見・質問なし）

よろしいですか。それでは、今の見直し案と答申案は、原案の通りにしたいと思いますが御異議はないでしょうか。

（異議なし）

それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。以上で、議案は、２つ終えることができました。

報告事項 事業活動温暖化対策部会の廃止について

【鈴木会長】

最後に、報告事項を御説明いただこうと思います。報告事項は、事業活動温暖化対策部会の廃止についてです。事務局から御説明をお願いします。

【望月環境課副課長】

本部会、事業活動温暖化対策部会につきましては、「事業活動温暖化対策計画書制度の見直しに関すること」を所管事項として、令和4年12月26日に、「神奈川県環境審議会の部会の設置及び運営に関する要綱」に基づき設置されたものです。この度、部会における計画書制度の見直しに関する審議が終了したことから、審議会から県への答申をもって廃止することとし、資料3-2「新旧対照表」の通り、部会設置要綱から当該部会に関する記述を削除する形で改正をいたします。以上でございます。

【鈴木会長】

ありがとうございます。役割を終えた部会を廃止するというものです。御質問等ありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(質問なし)

よろしいですか。それでは、以上で予定した議案をすべて終了させていただきます。事務局から何かございますか。

【望月環境課副課長】

次回の審議会は、8月下旬を予定しております。詳細は、改めて御連絡いたします。事務局からは以上です。

【鈴木会長】

ありがとうございます。これをもちまして本日の会議は終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

【望月環境課副課長】

オンライン出席の皆様は、Z o o mからの御退出をお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

(会議終了)